

素材生産資本の存在形態

—山元伐出業の機能について—

北 川 泉

Izumi KITAGAWA

A Study on the Situation related to Capital of Lumbering

1. 藩制時代特権商人と明治以降商人の系譜

徳島県木頭林業地域における「木材特権商人」は、売人株および挽座株を藩より下付されるという形で存在し、これら特権商人が地域内の木材流通を掌握していた事実については、拙稿「前期的資本と林業構造」(「島根大学農学部研究報告」第2号、昭和43年12月)において明らかにしたところである。

ところで、この「特権商人」は、封建制の崩壊とともに、どのようになったのであろうか。その点に言及している『木頭の林業発展と日野家の林業経営』(四手井・半田編著、農林出版 昭和44年1月刊)によれば、「木頭売人はその性格において山元仲買人に通じ、一方問屋と挽座業者とは藩規制の撤廃によって次第に性格の差異を薄めながら中島古庄業者の線につながっていったと考えられる」(同書 43頁)と述べており、さらにまた、「このころ(明治10年代—引用者)の木材の買付、伐出、加工は、村内、周辺地に居住する山元伐出業(仲買業)者が行っていた。彼等は、維新後、新たに山元伐出業を開業したものもあったが、藩制時代の仕出人や山元売人の系譜をひく者も多かったように思われる」(同書 60~61頁)と述べているが、その確証はない。また、那賀川下流商人のうち、藩制時代からの系譜をひくものとして確認されているのは、土佐屋の屋号を名のる現在の大和家のみであり、他の特権商人については明らかでない⁽¹⁾。

(注1) 「指定問屋は有利な条件で木頭売人仕出しの木材の売捌き方を一手に引きうけることとなった。ここに指定された二問屋について、角屋の方は明らかではないが、土佐屋忠兵衛家は、現在の平島大和家につづく家筋である」(四手井・半田編著『木頭の林業発展と日野家の林業経営』42頁)

したがって、藩政時代における特権商人が、明治以後領主規制による特権という後だてを失なってまでも、それ自体、木頭の木材流通の主流を占めていたかという

と、実はそうではなかったのではないかと考えられる。

現在、中島・古庄周辺で木材業および製材業を営んでいる業者の系譜をみると、そのほとんどすべてが明治・大正年代に創業したもので、藩制時代につながる業者は見出すことができない⁽²⁾。

(注2) 那賀川下流業者のうち、主なものの系譜をみると次の如くである。

◎三枝商店(製材の動力 138.7KW) 明治初期 木炭商を営み、日露戦争後木炭商をはじめ。製材は大正初期にはじめたが、本格化するのは昭和に入ってからである。明治初期木炭商をはじめた三枝宇平氏の父は魚商であり、それ以前は中規模程度の農業を営んでいたといわれる。

◎佐々木材木店(製材の動力 160KW) 木材商をはじめたのは明治20年代とみられる。藩制時代には、地方商人として木炭その他を取扱い、金融業も行っていた。明治37年から機械製材をはじめたが、大正初期までは機械製材と木挽が平行して行なわれたといわれる。

◎岩城製材(製材の動力 138KW) 先々代の岩城安太郎氏が、明治初年に東京から帰ってきて中島で材木商をはじめた。そのため屋号を江戸屋という。その頃は、大和、横井、岩城の3軒位がめばしい材木商であつたらしい。

◎横井林業 藩制時代は阿波塩船の元簿であり、海運業のみでなく様々な商いに手を出したようである。木材問屋としては、明治10年代からとみられる。

◎玉置商店 明治初期、木炭商から材木商へ変つた。

したがって、明治中期までの間に、少なくとも下流の木材問屋の主流は、藩制時代からの「特権商人」の系譜をひくものが後退し、新しく抬頭してきた「新興商人」がなうことになるものと考えられる。なぜそうなったのか。まず第1に、領主規制による流通独占体制がくずれ、いわば「自由な」木材流通が可能になったこと。第2に、「明治期では山元業者による伐出が主体であって、木頭各村とも那賀川下流業者の入山買付は、殆んどその事例をみない」(四手井・半田『前掲書』61頁)とあるように、山元業者の独立抬頭と、それに対応する木材問屋が新しく挽座商人に代って、下流商人の中心的存在となったためと考えられる⁽³⁾。

(注3) 山元商人の系譜では、代々山方の売人をつとめ、庄屋であり、

戸長でもあった木頭村の岡田家や、海川の和田家なども木頭売人であったといわれる（四手井・半田『前掲書』52頁および57頁参照）。これら山元商人が山林地主としても現在に続いているように、山元商人の場合は、「地主化」の過程をたどることによって、それをなし得たもののみが、明治以後の商人の座を保ち得たものと考えられる。

以上のように、明治期における木頭での木材流通の過程は、山元商人の独立抬頭の過程とみることができよう。次にその具体的展開についてみてみよう。

2. 山元伐出業の存在形態

(1) 山元業者と下流木材問屋との関係

明治初期の木頭地方の山林は、ほとんど未開発の天然林によっておおわれていたため、林業生産は「採取林業」という形で進行したことはいうまでもない。明治10年代の木頭村における木材の生産量は、「約4,000～5,000石程量の素材と、約2,000間のスギ、モミ板が生産」（四手井・半田『前掲書』60頁）されていた。

この頃の木材の買付、伐出、加工は、主として村内およびその周辺地に居住する山元伐出業者が行なっており、これら山元伐出業者は、地元の焼畑農民はもちろん、後述するように他県、とくに高知県からの出稼ぎ労働を杣夫木挽として雇い、天然木の伐採加工を行なっていた。

明治10年～20年代における山元伐出業者は、那賀川下流の特定の木材問屋と資金関係を通して結びついている者が多かったが、山元伐出業者自身で数名の買子をかかえ、必ずしも下流問屋に従属していたわけではなかった。その証拠に、山元伐出業者は価格いかんによっては、必ずしも特定の問屋にしばられることなく、他の問屋にも「振り売り」を行なっているのである。

そこで、それらの関係をやや詳しくみるために、木頭売人で庄屋でもあった木頭村海川（当時海川村）の和田家の分家である杉本家の場合について、当時の木材流通をみてみよう⁽⁴⁾。

（注4） 杉本家は、現在も海川に住居し、山元木材商を創業した杉本新蔵氏から5代目の直樹氏が当主で、現在300haの山林を所有している。初代新蔵氏が和田家から分れ、その後は、新蔵一利蔵一正樹一直樹（現当主）とつながっている。明治末期から酒造業を営んだが、大正末には廃業している。

まず、杉本家は、下流木材問屋である横井家と「特定」の関係にあったことは事実で、次の明治26、7年頃と考えられる文書でみると、那賀川の水流の増す3月～4月頃から9月までの間に、杉・梅・樅丸太合計442,473才（約5,900石）の取引を行なっている。（以下の引用文書はすべて杉本家所蔵文書による）。

記

本年初水ヨリ

一木数惣計〆三千百拾七本

此才四拾四萬式千四百七十三才三分六厘

内 訳

杉丸太 式千百廿式本入
才式拾九万六千三百才六分九厘

梅丸太 八百六拾壹本入
才式萬百六拾三才四分

樅丸太 百三拾四本入
此才式万六千〇九才八分七厘

又 本行之如シ

右本日迄着相成候也

横 井 貞 吉

九月廿日

杉 本 丈 太 郎 殿

さらに、次の2つの文書は、杉本丈太郎の息子の利蔵が、下流の中島・古庄へ向ういて、丈太郎にあてた手紙であるが、明治27年7月22日に出した手紙では、販売代金を横井から取り立てている様子が記されている。その際、槻パンについては価格が不成立のため、両者が主張する価格差1才当り3厘5毛を、横井が1厘、杉本が2厘5毛を引くことによって解決しているが、その引き巾の差が両者の力関係を現わしているものと考えられる。文中榎本堅太郎とあるのは、杉本の買子である。

これより1週間程おくれて出した手紙では、当時の市況を伝えるとともに、別の木材問屋大和利太郎所有の杉山についての伐出についても問い合してきている。当時の下流問屋は、ほとんど入山伐出を自ら行なわなかったことから、伐出については山元伐出業者に頼らざるを得なかったであろう。

酷暑之候御老君益々御憤働神妙ニ奉存候次ニ私儀無事ニ奔走罷在候間御安神可被下候扱テ過日來御老父様ヨリ御照会之件早速ニ御返答可仕之所則チ槻播引渡方云々ニ付木谷君名西郡上山村ニ御出張中当払方付不申随而横井氏之金員之都合モ小生中島エ到着之時政吉殿山分御出発之支度中ニテ金員之様子相尋候所金式百円丈ケ手基当テ持参之由ニ付先ツ安心仕至急ニ御入山次第ニ北川村ナル愚父ニ御渡之事故吉君エ御頼ミ送り候次ニ残金之内参百円丈ヲ至急ニ調達致呉様申出候所横井之曰クハ甚ダ不融通ニテ帰村迄ニ金壹百円自金式百円程ヲ出来之義申居候時ニ木谷君御出港ニ相成リ槻播種々談判之末値引老才ニ付三厘五毛トシテ横井君ヨリ老厘ヲ償イ又小生方ヨリ式厘五毛ヲ引事ニ決定仕リ金員ハ横井君共ニ七日間之内ニ調達可仕管ニテ小生当港ニ其間相待事ニ仕リ候間何レ四五日之内老百円カ式百円ヲ持参之上榎本堅太郎ヲ差戻シ可申間委細ヲ聞取有之度候寔ハ木谷横井ニ於テモ非常之儘力ニ候間其理ハ小生帰村之上萬端御咄シ可申上候右ハ荒々御通知迄草

々百拜

明治廿七年七月廿二日

杉 本 利 藏

杉 本 丈 太 郎 様

二白槻角ハ将来諸品中第一番見込ミ有之候間御参考之為御上申候也

中島ハ余程之出水有之候や

嚴暑之候ニ御座候所一昨以來ハ雨天打続キ大ニ暑氣凌ギ安ク候先ツ御貴体御仕奉賀候次ニ小生も無事ニ奔走罷在候間御安心被下度候然ハ兼而御照会之義早速ニ御返答可仕之所夫是ニ繁忙ヲ極メ荏苒遅引仕リ候先ハ大和利太郎氏之曰クハ現今北川村ニ於テノ事トセハ槻播ハ壹才ニ付金壹錢四・五厘ニテ候〔三尺〕及ビ〔角ヘシ〕ハ成丈ケ少才ヲ望ム事槻播ハ壹間ニ付金貳拾錢位イ也又下内米次宅之下与大淵売捌之事ニスレバ槻播才ニ付金壹錢八厘位イ槻播ハ間ニ付金貳拾四錢位イト申居リ候間右御承知ヲ將又大和利太郎氏千本山杉丸之義御息子岩藏君御入山ニ付帰村次第一時セキダシ云云ハ大和ノ曰クハ可成後年之御差廻ヲ願度申居候外々エノ懸合未ダ不致候追テ引當之上槻播槻播御通知可申候金員ハ過日御通知申上候通リナレ共木谷小松氏エ引渡之播モ募風雨天氣事延引仕未ダ引渡済ミニ不相成未放少シクハ遅引之方ナレ共成丈ケ金員出来サセ參持之上帰村可仕候若又金員ハ都合ヲ以テ五百円位イヲ受取残ハ後日精々早く送附ヲ横井氏ニ御依頼置キ帰村可仕候間右御承知ヲ追テ委細御通知可申候草々百拜

杉 本 利 藏

杉 本 丈 太 郎 様

二白大和利太郎氏千本山杉丸太ハ現在所而何程之価値之品ニ候ヤ又何位ノ厘數分同谷口ニハ出ル者カ槌カナル御置通ヲ御依頼申上候也

以上のように、山元伐出業者である杉本と、下流木材問屋である横井との関係は、一般にいわれているような問屋資金の前貸を通じて、山元伐出業者を自己の支配下におくといった関係では必ずしもない。当時の問屋の機能として、「山元の仲買に山手を出し彼等が高瀬舟や板筏で送りつけた木材を委託の形で出荷販売する方式と、仲買人が自からの計算で出荷して来た木材を仕切買して転売する場合とがある。いわば委託販売を中心とする問屋機能が崩れ始めた段階とみられる。」(四手井・半田『前掲書』71頁)と述べている。杉本の場合も、この両方の方式によって木材取引を行っていたものとみられるが、明治20年代末期の取引関係では、委託販売方式よりも、仕切買方式が圧倒的に多くなっている点は注目される。

例えば、次の利藏から丈太郎にあてた手紙によって、横井との売買代金決済の状況をみれば明らかであろう。すなわち、「売渡約定」とあり、仕切売買の実態がわかると同時に、売渡代金を受取る場合、契約と同時に10%程度を手付金として受取り、残金を月割にしてほぼ半年位の間に受取っているのである。その点、横井も決して資金ぐりがラクだったわけではなく、主として大阪の消費地問屋からの決済にまつ点が多いのである⁽⁵⁾。

(注5)

拜啓然ハ御参考之為メ左ニ上申候

昨年槻播角

売渡約定

金壹千八百五拾八円也

槻播代

金貳百円也

千本杉丸代

金壹千円也

横井エ約定之播

槻 壹千五百拾五円

楓 壹千三百円也

ベ金貳千四百五拾五円也

内

貳百円 即時入金

貳百円 十一月中受取

三百円 十二月中

三百円 二十七年一月中

三百円 同 二月中

三百円 〃 三月中

三百円 〃 四月中

外

金壹千九百円也

残金ハ現物引渡之際ニ

金四千九百五十八円也

当時受取ルベキ金也

右内受取金

金貳百円

是ハ西野常吉ヲ以テ送金

二十六年十一月

金參百五拾円也

俸 利 藏

外

金五拾円ハ杉代金ニ

テ此内

金貳拾円ハ野村源藏エ相渡ス

十二月廿五日

同貳百拾五円也

千本生杉丸代

是レハ利藏中島ニテ受取り

一月二十日

同四百円也

是ハ亀井徳太郎ヲ以テ送金

受取

尤モ杉丸楓代共

同六百円也

是レハ利藏受取

中島ニテ千本杉代之内

旧二月廿四日

同參百円也

使御蔵ヲ以テ送金受取

三月三日

同四百円也

是ハ田中ヲ以テ送金受取

四月廿三日

同四百八拾円也

但シ昨年槻播角約定之代

及杉機代都合受取り
中島ニテ利蔵
五月八日
同参百円也
但柳蔵ヲ以テ送金受取り
五月廿七日
同参百円也
但シ野村源蔵ヲ以テ送金受取り

金参千五百四拾五円也
但シ今日迄受取金

差引
残金壹千四百拾五円也
外ニ

手許有金
金壹百円也
是ハ川原藤太郎エ貸与金内九拾円今日受取り又飯坂板藤太郎之貸与金拾五円也

右ハ充分之予算に候間御一覽之上御尊慮あらむ事ヲ又手許有金壹百円ハ兼テ隆次郎エ申付置キ候依テ御入用之際ハ御申越被下度候得亦小生中島エ今日発足致候付テハ拙妻義本月ハ則テ要兒臨月ニ付此日廿八九日か若クハ明月ノ二三日之内産日ト考エ候間其御合ニテ御配慮あらむ事ヲ懇々御依頼申候何レ私モ七日間ハ必ズ帰村ハ可仕候草々百拜
明治廿七年五月卅日

杉 本 利 蔵
杉 本 貴 翁

機樞樞売渡定約証之事

一機樞 参千挺 但シ尺三尺一取交ニテ尺三巾ハ厚五寸五分ヲ巻丁トシ尺壹ハ厚六寸六分ヲ巻丁トシ此巻丁代金参拾八錢五厘ト相定

此代金壹千五百拾五円

一機樞才数五萬才但シ巻才ニ付代金貳錢六厘ノ定

此代金壹千参百円

両株合代金貳千四百五拾五円

内金貳百円 当貳拾六年十月入金受取済
同金貳百円 〃十一月申仕入金トシテ受取済
同金参百円 同十二月申仕入金トシテ同断
同金参百円 翌貳拾七年一月中旬同断
同金参百円 同 二月中 前 同 断
同金参百円 同 三月中 前 同 断
同金参百円 同 四月中 前 同 断

此合金壹千九百円也

是ハ仕入金ニテ時々受取済

残金五百五拾五円

是ハ樞悉皆中島着引渡済受取済

右ハ来ル貳拾七年五月三十日限り中島着ニテ売渡定約仕り即金貳百円正ニ受取尚亦仕入金壹千七百円ハ前書之通時々受取残金五百五拾五円ハ樞悉皆中島着引渡済之上受取可申答ニ而売渡定約仕り約定書如件

徳島県海部郡上木頭村大字海川村
明治貳拾六年十一月十七日

杉 本 丈 太 郎 〇
全県那賀郡中島浦村
横 井 貞 吉 殿

その反面、次の文書にみられるように、委託販売の様子もうかがわれる。しかしながら、この文書で明らかのように、杉本は、委託している杉材に対して、1才当り1銭2厘の指値をつけており、その価格で横井に売りさばきを頼んでいるのである。横井は、買人とかけ合った結果、1銭1厘8毛で話がついたから承知してほしい、という手紙を出しているのである⁽⁶⁾。

(注6) 晩秋之助重夏御機樞機廉克被遊候由慶賀之至ニ候本月廿五日付御書面到着封入和田氏へ之御書面相渡可申上候処御申越金子貳百円西野省吉ヲ以テ相送り申上候間御受取ノ上約定書封中ニ而全人へ御渡被下度頼上候尚々流村木出島海岸漂着材ほど受取居川旭ノ内古毛吉野大京原等ハ就中多分漂着然に彼是苦情増質ノ申出有之取下ニ不至居候へ共今日ノ模様ニ而ハ不遠相談相整候向ニ有之様子ニ候
追伸御預り之杉材兎角買人少ナク売捌ニ相成不申居候処昨日買人参り段々懸合御仰ノ通老銭二厘申募り候へ共種々懸合ノ末漸ク老銭壹厘八毛迄買進ミ遂ニ老銭二厘ニハ買取不申故如何と存候へ共其ハ是迄買人ノ内ニ而随分宜敷附直且(御預り之杉材)を「ハエ」即五萬才余買取候ニ付一時御相談可申上と存候へ其他他人故直ニ帰宅可致様子直違ひも僅々之事故取計売捌之約定致候間左様御承引被下度萬事拜謁可申上候草々頓首
尚々御約定ノ浮機樞五萬才機樞六寸六分巻間ニ而四千間ニ願候
十月廿五日 横 井 貞 吉
杉 本 丈 太 郎 様
利 蔵 様

さらにまた、杉本が仕切売を行なった素材が、その後の価格変動で上昇(?)したため、いくらかみてほしいと横井に申し出ており、横井も仕切買をしたものだから辛抱してほしいといいながら、機樞については5厘アップを認めている⁽⁷⁾。

(注7) 御書面義拝誦仰之直段ハ御尤之事と存じ候へ共其ハ貴丈之事故精々尽力申上候直段故御辛抱願度過日も申上候通当時相場ニ而機樞引合兼候ニ付機樞之分ハ仰ノ通五厘買上ケ可致間機樞ハ何卒御辛抱被下度重テ奉願上候御返事次第當金ハ直ニ相送り可申上候尚機樞ハ御仕成方厚キ程宜敷候先ハ御依頼旁御返事迄否哉早々御返書折上候
草々頓首
十月十九日 横 井 貞 吉
杉 本 丈 太 郎 様
利 蔵 様

商品取引資本(前期的資本)の存在の前提条件は、いうまでもなく、市場関係の未発達・価格組織の未成熟であり、それは、「先ず流通行程の内部でのみ行われる取引、換言すれば購買及び販売によって作られ、次に最終の取引たる販売によって実現されるのであって、いわば商人の「譲渡利潤」として獲得されるのである。」(大塚久雄『近代資本主義の系譜上』弘文堂新社、昭和42年、12~13頁)。いわば、商業上の利潤は、「単に商略及び欺瞞として現われるのみでなく、大抵これらの原因から生ずる」(大塚『前掲書』13頁)ということがいい得よう。

だが、杉本と横井の関係にあつては、横井は杉本にあつて、大阪市場での木材価格をかなり詳細に伝えているのである⁽⁸⁾。つまり、横井は山元伐出業者である杉本に対して、山元での買付け価格に一定の目やすを与え、買付けられた材については、その時の相場場で決済するとい

う方法をとっている。このように、消費地の市況を明らかにしているという限りでは、横井の山元での木材の買付けは、山元から消費地へ搬出する間の時間差による利潤か、あるいは取扱手数料に近い形で利潤が決る性格のものであったのではあるまいか。

(注8) 追々寒冷相増候得共先以御御清榮御過ノ由奉賀候昨日ハ御子息様御尋問被下難有奉謝候其際左書之品之直段御問合ニ付則此御中嶋着相場申上候
 一椽 丸太巻才ニ付巻錢より巻錢
 二厘迄
 一椽 幅式尺以上三尺迄巻才ニ付四錢位
 右之通ニ御座候然ニ此御大阪市相馬書辰場圭助より指越候ニ付別紙相場書相添申上候間御察掌可被下候尚其内直段高下有之候得ハ御報可申上候先ハ指急キ右之段申上度余ハ後便ニ申上候也

十一月廿三日
 杉本 丈太郎 様

横井 貞吉

阿波産		同中島口	
土佐口	尺〇以上 尺〇以上 尺〇以上	極上 上 上	三円三十銭 三円三十銭 三円三十銭
榎	角	極上 上	二円四十銭 二円四十銭
縦	角	同	同
同	一寸板	巾尺一寸 一間二附	上小並 八十銭 六十三四銭 五十七八銭
同	八分板	同	上小並 七十七八銭 六十銭 五十三四銭
同	六分板	同	上小並 六十銭 五十八銭 四十二三銭
同	四半板	全	上小並 四十銭 三十五六銭 三十二三銭
檜	丸太	尺〇以上 尺〇以上 尺〇以上	極上 上 上
同	板子	二間才四 才廻附	極上 上 上
同	間棒	同	極上 上 上
榎	引角	丈四 五寸	極上 上 上
楓	板子	二間才四 才廻附	極上 上 上
同	角	尺〇以上 尺〇以上 尺〇以上	極上 上 上
同	割	全	上中 四円四五十銭 三円三四十銭
同	一寸板	巾尺一寸	極上 上 上
同	六分板	全	上小並 六十五銭 五十五銭 四十銭
同	六分板	全	上小並 五十五銭 四十五銭 三十五六銭

椽	角	尺〇以上 尺〇以上 尺〇以上	極上 上 上	二円五六十銭 二円五四十銭 二円四十銭
同	一寸板	全	上小並	六十五銭 五十五銭 四十五銭
同	六分板	全	上小並	五十二三銭 四十二三銭 三十六七銭
同	四分板	全	上小並	三十七八銭 三十二三銭 三十一二銭
杉	丸太	尺〇以上 尺〇以上 尺〇以上	極上 上 上	二円二十銭 二円二十銭 二円二十銭
同	一寸板	巾尺一寸	上小並	九十銭 七十銭 六十銭
同	八分板	六六廻 り九四	上中	四十銭 三十三四銭
同	六分板	全	上中	三十七八銭 三十一二銭
同	四分板	巾尺一寸	上小並	四十銭 三十四五銭 三十二三銭

右市相庭ニ御座候
 何卒不相婆御引立御送荷奉願上候也
 大阪長堀白髮橋南詰
 辰馬圭助

横井 貞吉 様
 御支配人 御処中

山元伐出業者の木材売買に關しての「自由」さは、次の文書からもうかがい知ることができるが、しかし、大和利太郎への掛合いは「内密」を要しており、その点、横井への配慮があったものと考えられ、全く「自由」でなかったことは推察されるが、それも多分に「道義的」なものが強かったようである⁽⁹⁾。

(注9) 但し瀬戸積ミ分ハ向売巻錢五厘位中島手取巻錢二厘位イ是レハ二千三千位イ而甚ダ少細而ダチアカズ
 大阪積ミ前積入哉乃程積ミ市売一錢三厘少々而中島手取ハ甚ダ安価テ候間夫キリ注止致候陳ハ愈々御安祥之段奉賀候然ハ目下商況不印乍併現在之漂着木椽角而巻錢一厘位イ椽角巻錢三厘位イ平均手取玉巻錢位ナレバ横井ニ方附様子又外方ヨ大和ナリ徳島人二名程完具様申居り候ラエ共未ダ小生方之腹定決セザル故テ先方エ懸合致ガタク候間凡ソ相場至急ニ御聞セ被下度又前定約之杉丸太本月廿日ニハ必ズ悉書受取渡之事ニ定リ居候次に楓榎も全日迄に代金受取定約ニ候却説和歌山出張之和田氏モ夫迄にハ帰國之趣キ万事氏ト相談之上に取計ヒ始終綴置々々帰リ度存心ニ候間左様御承知被下度本年流木之歩附之工合ハ六歩附少々ニ候委細ハ此際事務所之取調ヲ頼置候間屋之方ト照合シ榎ニ小生中島ニ帰リ次第ニ確通可仕候得亦大和利太郎氏エ懸合之件は密々ニ而筆紙ニ尽ガタク坂本隠居エ遂一新置キ候依テ御聞取被下度右に付野生之端宅ハ此處五六日間先ト相考居候間斯ク御承知被下度候余ハ追て通知ヲあらむ草々拜
 十二月十六日

杉本 利藏
 杉本 丈太郎 様

上の文書に明らかのように、那賀川流送の材が、年間杉本が流材した総数の6割少々が着材したことが記されており、これは例年に比して、かなり歩どまりの悪い数字(通常77%程度)のようであるが、それでも年々相当

の量が流送の途中で流失していることがわかる。この流失分は、中島着渡しの場合、山元業者の負担となるため、山元業者にすればそれだけの損失は見こめて買材を行なわねばならぬことになる。この点、山元業者が山元で「山」を買付ける方法は、まさに「山師」の名にふさわしく「商略と欺瞞」とによって、できる限り安く買いたたくという方向が貫ぬかれているであろうし、流送の安全性と流送のインシヤティブを、どのように確保するかに苦慮していたかが想像できるのである（流送をめぐる業者と筏流労働者の対抗関係については別稿にゆづる）。

(2) 山元伐出業者の生産機構

(i) 立木買付機構

山元伐出業者としての杉本が、山元において木材を買付ける場合、一体どのような方法がとられていたのだろうか。まず、木材の買付けについては、杉本自身が山の買付けに出向く場合^㉑もあるが、むしろ多くは専属の「買子」を山元に配し、その者によって買付けている。

(注10) 本頭における立木売買の方法には、「見たおし」と「才売り」の2つの方法があった。前者は売買の対象となる立木自体を立木のまま見当買する方法であり、後者はいうまでもなく、伐出された素材の量で売買される方法である。明治期には、両者のうち「見たおし」による売買が多かったようである。

前掲の榎本堅太郎も杉本の買子であるが、次にあげる北川村の北岡久三郎も杉本の買子として活躍している。北岡が杉本に発した文書を見ると、北岡は杉本から買付資金を前借して入山し、山林所有者に働きかけて山の買付を行なっているが、北岡自身も、仲介の人物をたてて山主の売気をそそっている。しかし、明治も30年近くになると、山主の方も立木の値上りを期待して売りおしむ傾向も、この文書にはあらわれている^㉒。

(注11) 前略御免可被下候東者先日ハ金子ノ義御洋借仕り誠ニ難有仕合ニ奉存候然ル処加ノ宇新九郎谷山林ノ義ハ至急之掛合ニ相成不申実ハ里富氏よりモ石井伊ハヨ以大西氏ニ掛合モ有之候西野曰クハ当分売払不申見合セノ趣キ咄シ合ニ御座候乍併他方ニ売割キノ事は決シテ無之筈ニ候何分今少シ相延シ候時ハ山林モ高価ニ成方ト心得之様子ニ候付テハ大西氏ノ方モ代価七百円以上ニ買取候得ハ掛合相整可申事ト承リ候九日氏ニハ他人ヲ以聞及候姿ヲ尤モ拙者一月十日比中島ニ参リ可申(籍々)事ニ付精々尽力可仕候先は取急キ右御報迄余は御拜願之上万々御咄シ可申上候敬白

十二月廿四日

北川村北岡久三郎が幸便ヨリテ海川村杉本丈太郎宛発シタル書翰

次に、山元での木材売買の代表的事例を掲げておこう。まず、1つの山林について、6か年の間引続いて売買を行ない、代金も年賦をもって支払う形態のものである。

山林槻櫓杉檜年継売渡証

海部郡奥木頭村大字北川村
字千本山第拾番山林反別内ニ於テ

一槻櫓杉檜六木悉皆

但シ四至境界ハ奥ホドノタヲ下モハ西市五郎処有山林サカイヒ迄ノ間片平ラ大谷ヨリ峯マデ水流分不残

代金

内金参拾円 当明治式拾八年五月定約手附金受取

同金参拾円 同 三拾壹年十二月限り

同金参拾円 同 三拾貳年十二月限り

同金参拾円 同 三拾三年十二月限り

右ハ己前其許へ売渡有之処来ル明治三拾年六月三十日限りニテ満期相成候就テハ満期已後満四ヶ年間ヲ期シ定約手附金三拾円正ニ受取申処実正也然ル上ハ右記載之通期限内年賦ヲ以仕出中期日通代金受取可申且亦期限内ト雖トモ年賦金不納之節ハ其年限り仕出指止可申候依テ年継売渡証如件

海部郡奥木頭村大字北川村

売主 栗 鹿 蔵

明治式拾八年五月廿二日

杉 本 丈 太 郎 殿

また、次の「売渡定約証」は、すでに「ばん」として加工されたものの売買で、出原村（現在木頭村）の仕出人井上玉三郎から杉本が買い付けて、さら中島着までの筏流代金を含めて契約をしている。

㉑

印
紙

楳盤売渡定約証

処ハ奥木頭村大字北川村安ヶ谷ッ仕出分

一楳盤式千挺

但シ長六尺七寸巾尺一寸厚サ播磨丁ノ分五寸三歩尤フシ及クサリ等ハ引捨ニ仕當然レトモコモリフシハ御受取被下當是ハ皮ツキニ無之挽割後ニ頭リアルニ付ユルスモノトス

此代金五百四拾円也

但シ播磨挺ニ付中島着代金式拾七銭之定ニテ如斯

内

金参百円也

是ハ山元木代及上木頭村大字出原村迄ニ至ル仕掛計金ニ引充旧年内中ニ受取可申當尤資本金之事故尅々月歩六厘重利子可致當

同

金貳百四拾円也

是ハ出原村ハ中島浦迄筏乗下之節ニ盤壹丁ニ付金拾貳銭宛ニ相当ルヲ筏着之時ニ資本金之利子引残シ其残金決算割当金筏ニ対シ受取可申當

右定約仕り申処実正也然ル上ハ旧来ル三月三十日限り中島着御渡可申得亦金子受取方ハ仕出方之都合ニヨリ時々受取可申且双方違約候時ハ仕出人之拙者ニ於テハ受取金ノ倍金又貴費ニ於テハ渡金損失ニ可致ニ付楳盤売渡定約証如件

上木頭大字出原村

井 上 玉 三 郎 ㉒

明治二十四年十二月七日

上木頭村大字海川村

杉 本 丈 太 郎 殿

さらに、次の文書「杉立木売渡証文之事」は、山主の野口勘蔵が杉の立木を渡越熊五郎に売り、渡越はそれをそのまま杉本丈太郎に転売した記録である。渡越はフリーの仲買人のものであるが、わずか15日の間に、買受金額165円の立木を杉本に196円で転売し、その差額31円を儲けている。もっとも、杉本の方もそれを承知で買受けているのであるから、165円に対する31円、つまり買受金額の19%が仲買手数料として支払われた計算になる。とくに「杉林1か所」という「見たおし」による売買の場合には、このような仲買人の活躍する余地が多分に残されていたものとみられる。

杉立木売渡証文之事

廻ハ奥木頭村大字北川村字宇井ノ瀬六拾七番山林三町五反六畝歩ノ内ニ相生居申分

一杉林 壹ヶ所

此木数凡三百本程



此売渡代金壹百六拾五円也

右ハ我等所有之山林ニ相生居申杉本今度其許相望申ニ付代金壹百六拾五円ニ相定当座ニ受取売渡申処実正也然ル上ハ本月ヨ来ル明治廿六年七月三十一日マテ丸式ヶ年ノ間ニヲイテ御勝手次第御仕出可被成候尤右仕出ニ付道橋木屋道具ハ勿論長川本流ハ仕出候迄ノ間ニヲイテ他人ノ所有地等有之候得共右仕出ニ於テ聊故障無之約束ニ付若万一故障等申立候者有之候トモ当方ニヲイテ屹度埒明一切其許ハ御難議相懸申間敷候依之為后日証人加判杉立木売渡証文壹札如件

明治二十四年八月七日

海部郡奥木頭村大字北川村七拾三番屋敷

売主 野 口 勘 蔵 ㊦

全 郡 全 村大字北川村七拾貳番屋敷

証人 野 口 常 蔵 ㊦

右勘蔵長男

全 野 口 弥 吉 ㊦

海部郡奥木頭村大字南宇村

渡 越 熊五郎 殿

杉立木売渡証文之事

廻ハ奥木頭村大字北川村字宇井ノ瀬六十七番山林三町五反六畝歩ノ内ニ相生居申分

一杉林 壹ヶ所

此木数凡三百本程



此売渡代金壹百九拾六円也

右ハ当村大字北川村野口勘蔵ヨリ拙者買受居申処今般其許相望申ニ付代金壹百九拾六円ニ相定メ売渡代金正ニ受取申処実正也然ル上ハ別紙元証文ノ通ヲ以テ御勝手次第御仕出可被成候依之元買受証文相添杉立木売渡証文壹札如件

明治二十四年八月廿二日

海部郡奥木頭村大字南宇村

売主 渡 越 熊五郎 ㊦

海部郡上木頭村大字海川村

杉 本 丈太郎 殿

ところで、山元伐出業者である杉本が、山元において木材を買付ける場合、専属の買子に大半を依存し、さらに追加部分としてフリーの仲買人から買付けている実態については前述したが、専属の買子の場合には、山元での木材の買付けのみが彼の果す役割であり、資金はすべて山元伐出業者の杉本から支給されていることはいうまでもない。ところが、そのような専属の買子ではない者に対しても、杉本は資金前貸を通して木材の買付けを行なうほか、楮皮、椎茸等を出荷する約束で「金子」を貸している。さらに、「金子借用」の抵当として植林している山林を出させている。これは、山元商人が林地を集積していく最も基本的なテコとなったもので、まさに「金貸し」機能と表裏一体のものである¹⁰⁾。

仕入金借用ニ付材木売場方定約証



廻ハ南川筋黒モシ谷ノ仕出材

一杉梅椴凡拾参方才程

右ハ其許ヨ仕入金借用罷在候 間売場向ハ其許ニ相任セ可申候尤モ相場ノ高下ハ梅材才才ニ付手取壹厘三毛椴材才才ニ付手取壹厘杉才才ニ付手取壹厘七毛ノ下相場ニ相成候得者御相談之上御取計相成度將亦右相場ノ上相場ニ相成候得ば御勝手ニ御売捌相成度 (但シ売捌之節ハ諸材同時売捌相成度尙シ相場ノ都合ニヨリ同時ニ売捌難整節ハ一時通知被下寄) 若シ萬一右相場ノ下落相成候共仕入金借用期限迄ニハ売捌内金可仕候ニ付テハ売上金ヲ以テ仕入金御引取過金ニ相成候得ば無論受取可申候得共右不足相生シ候節ハ一切金受取不申其残金ハ別ニ書入ノ地処ヲ以返済可仕且右山ニ付損失相成候節ハ地処書入定約之利子壹ヶ月式歩之処壹歩六厘ニ減少被下寄右ニ付テハ売上利潤金ハ双方折半ニ可仕管ニ付引受証人相立材木売場之上仕入金引取方定約証如件

海部郡海川村卅三番屋敷

明治廿一年五月 借 主 畦内亀太郎 ㊦

全 郡 全 村 畦内安太郎 ㊤
引受証人 新井吉太郎 ㊤

杉 本 丈太郎 殿

上掲の「仕入金借用ニ付材木売場方定約証」は、仲買人畦内亀太郎が、杉・榎・樺およそ13万才（約1,730石）を買付ける際、杉本からその資金を借りた時の証文で、これによると、買付けた材木の販売については一切杉本にまかされている。但し、価格の最低を指示し、それ以下となるような場合には、杉本は畦内と相談をするが、指定価格以上となれば杉本が勝手に売ることができるようになっている。もし、相場下落によって「仕入金」の返済が不可能になった場合には、別の土地を提供する、というもので、杉本にとっては、「売上利潤は両者が折半」する上に、まさかの場合にも損をしない「機構」になっているのである。

(注12) 「金子借用」に関する代表的な文書を掲げておこう。

印紙 ㊤
金子借用証

一金四拾円也

但明治二十三年三月十二日借入金尤利子金壹ヶ月壹歩式厘宛此
抵当トシテ阿波国海部郡中木頭村大字平谷村四番ノ二字下モ山
焼畑式町歩ノ土地ニ杉五千本以上植付有之候地番ニ有之候地処
ニテ地価金拾円六拾銭地租金貳拾四厘ノ地処ニ有之候也
右ハ我等要用ニ付借用申処実正也然ル上ハ返弁之儀ハ右定約抵当ノ地
処杉植付ノケ処杉本数及ビ境界等御検査ノ上売買定約相成候得バ其節
代金相定メ売渡順序ヲ経残余金受取地処相渡可申候得亦御検査上定約相
調不申候節ハ右金子返金可仕候若シ万一反金指支候節ハ右地処引当テ
仕払可致候仍テ金子借用証如件

明治二十三年五月廿九日

海部郡中木頭村大字大殿村二番屋敷

岡田利五郎 ㊤

同 村

証人 山本佐喜次 ㊤

同郡上木頭村大字海川村

杉 本 丈太郎 殿

印紙 ㊤
金子借用之証

一金壹百円也

但壹ヶ月分利子金貳円ノ定

右ハ我等要用ニ付書面之金子借用申処実正也然ル上返弁ノ儀ハ本年九
月三十日限り約束之利子相加ヘ無間違返弁可致候尤前額之金子借用致
スニ付テハ那賀郡平島村大字中島浦村佐々木只吉ヨリ買受タル海部郡
奥木頭村大字折字村字野久保谷山林元同郡上木頭村大字和無田村加田
治源太処有ニ生立スル榎杉樺栗檜白木モヲ力之七種木原証書相副申処
確實也就テハ期限通返弁出来不申トキハ該山林引渡其上才数不行足リ
ニ而返金ニ不足アルトキハ証人ノ我等ヨリ聊無間違相弁ヘ可申候仍而
為後日証人連署金子借用証文如件

明治廿九年八月三十日

海部郡上木頭村大字出原村

借主 田 中 安次郎 ㊤

同 郡 同 村 大字 同 村

証人 吉 田 真 平 ㊤

同郡同村大字海川村

杉 本 利 藏 殿

楮皮引充金子借用証
一金貳円也

但シ壹ヶ月壹歩利子相加リ手作落皮悉皆相渡其時相場ヲ以決算
可仕候若

右定約仕リ楮皮引充金子借用仕リ候処実正也然ル上ハ他売等ハ一切不
仕来十二月三十一日限り蒸シ製造相渡可申候仍而楮皮引充金子借用証
如件

明治二十二年八月九日

海部郡助村

大 口 萬 太 郎 ㊤

全 郡 海 川 村

杉 本 丈 太 郎 殿

印紙 ㊤
秋生椎茸書入金子借用証

一金七円也

但利足壹ヶ月壹歩五厘

右ハ我等要用ニ付当明治二十一年五月ノ向本年十月迄ニ秋生椎茸山仕
入金ニ指支借用仕処実正也然ル上ハ我等椎茸山ニ相生候椎茸悉皆相渡
尤其時相場ヲ以計算可仕候代金過重ニ相成候向ハ椎茸引替ニ金子受取
可申候得又不足相生候ハハ拙者共処有椎茸山ヲ指入他借ヲ以速ニ計算
可仕候仍テ為後日証人相定椎茸書入金子借用証文如件

明治廿一年五月 日

海部郡折字村七十八番地平民

借 主 岡 崎 熊 治 ㊤

(弥カ)

同 郡 同 村 七 十 七 番 地 住 平 民

引受証人 岡 内 広 次 ㊤

同 郡 海 川 村

杉 本 丈 太 郎 殿

(ii) 立木伐出機構

前述したように、明治20年代までの木材の買付、伐出、加工は、主として村内あるいはその周辺に居住する山元伐出業者によって行なわれていた（明治30年以後になると他村業者の買付、伐出が盛んになる）が、例外的に、明治20年頃長野県から「草壁組」がケヤキの仕出しを目的に労働者300人（木頭村『木頭村誌』663頁参照）が入山しており、また同27年頃には和歌山県の「水野組」が入山し、槍戸から岩倉峠をこえて蟬谷口まで、三寸勾配の道を開設し、牛を利用して搬出したという記録（前掲『木頭村誌』126頁）がある。

「草壁組」や「水野組」にみられる一時的な大量伐出を除けば、一般的には、村内ないしその周辺の伐出業者によって行なわれ、伐出事業自体は、その専属の買子ないし仲買人が、伐出事業の「とうりよう」を兼ねて行なう場合と、伐出事業自体を請負う「先手」によって「仕出し」が行なわれる場合とがある。

昭和9年頃から、佐々木材木店の「棟梁」を続けている今年74才になる賀川喜一氏によれば、明治～大正、さらに昭和初期における伐出労働は、次の如くであったといわれる。

まず、賀川の場合は、下流業者の「買子」であり、同時に「棟梁」でもあったわけで、その点、山元伐出業者の杉本とは性格は異なるが、山の買付けが行なわれると、伐出はすべて「先手」によって行なわれる。先手

は、通常数名から十数名の労務者を抱えて、請負によって伐出を行ない、先手自らも労務に従事するのが一般である。当時の伐出労務は、伐木（先山）、集材（トバシ）、木馬ひき（ウマヒキ）、流送（セキダシ）、杣（ハツリ）、など専門化しており、それぞれ、「トバシ庄屋」、「セキダシ庄屋」、「馬ヒキ棟梁」などと呼ばれる「組頭」が存在していた。

伐出労賃は、必ずしも一定してはいないが、通常月勘定で支払われ、棟梁ないし買子は、先手へ労賃の70%程度を渡し、事業が完了して全額支払うという形をとる場合が多い。「先手」の機能ないし性格については別稿にゆづらねばならないが、先手は労賃の10%程度をピンハネして労務者個々に請負わせていたようである。大きな山（5,000石以上程度）の買付けが行なわれた場合などは、下流の中島・古庄あたりの労務者が入山することもあり、また高知県からの入山も多かった。一般に本流沿いの山は小さく、したがって地元労務者が多く、比較的山の大きい沢谷などは高知県からの出稼労務者が多かったようである。

次の文書は、杉本丈太郎と野村源蔵が高知県の「仕出人」である田中平七と竹本岩作に伐出を請負させた時の「定約証」で、杉・梅と槻に分けて、それぞれ伐出請負単価を決めている。さらに、道具の弁償や米・味噌の支給に至るまで取りきめを行なっているのである。

杉柁槻材谷出受戻二付定約証

一杉柁長式間丸太凡五萬才程

是ハ黒モジ谷上ハ木馬道詰下ハ同谷口迄出賃老才ニ付賃金四毛之定ニテ老本モ不残引出申可善

一槻長一間六間迄

是ハ黒モジ谷上ハタビ上ニミ木馬道ニ栗木カケニイタシ有之処少ミ上ニ谷ニカケ渡道有之処谷口迄長老間四間迄木ノ大小ニ不拘老才ニ付六毛宛又長五間カ六間迄同処又谷口迄老才ニ付八毛宛之定尤右ヶ処下ニ有之候分ハ老本モ相致シ不申善ノ事

一木材山落ニ付木馬道長式間迄ノイタミハ馬引出出人相ツクロイ可致萬一長式間多ク相イタミ候節ハ木材山落人ノ弁償可仕善ノ事

一木材引出中馬道垂直シ又ハ木馬其外木材出方ニ相用候道具等ハ総テ馬引受雇人ノ弁償可致善ノ事

一同引出ニ付相用候水油ハ壹斗ニ限り元方より受戻賃金ノ外ニテ可致善ノ事

一同引出中相用候米ハ三石又味噌拾貫目ト相定候尤天氣ノ都合ニヨリ少々多少ハ有之候事

一同引出中米ノ外ハ金員一切受渡不申善ノ事

一同引出期限は当年旧八月三十日限り悉皆可致善ノ事但シ日雇給人少カラス善ノ事

一同木馬落シハ大谷川付木ハ槻ニ限り木ノ大小ニ不拘老才ニ付老毛五払ニテ悉皆付木可致善ノ事

一同引出中仕事ノ速取方又ハ不都合の行ヒ方又ハ日雇人之出入多クシテ出方等閑ニイタシ候節ハ相断リ其時賃金等ハ一切受渡不致無賃ニテ御苦情申聞敷善ノ事

右定約仕り候上ハ聊間違無之ニ付双方証書為取替如件
明治廿一年八月廿七日

土佐国安芸郡安田村中山郷

田中平七 (摺印)

内居房村
竹本岩作 (摺印)

阿波国海部郡海川村

杉本丈太郎 殿
御所谷村
野村源蔵 殿

また、次の文書「金子借用証之事」は、杉本が高知県^一の材木元受人（仕出人）岡本洋太郎に、伐出労賃を前貸しすることによって、後日の労働を確約しているのである。

金子借用証之事

一金七円貳拾壹錢五厘

是ハ助村ヨリ谷口迄白木かわず引受流し方中日雇金之外港ノ金に相成ノ分

右は拙者共借用金ニ相成候所実正也然ル上は貴方材木日雇ニ深く仕事等〇〇節ハ何時タリも御通知ニ相成次第罷出右借用金仕払ノタメ其時日雇相当賃錢ヲ以借用金ニ引当悉皆済算返金可仕候仍而組合日雇証人金子借用証如件

明治廿年五月廿一日

土佐安芸郡田野村

材木元受人

岡本洋太郎 印

海部郡海川村

杉本丈太郎 様

さらにまた、次の2つの文書のうち前者は、先手の工藤伝助から杉本の買子の榎谷勝太郎にあてて、労賃の支払いについて報告してきているのに対して、榎本はさらに杉本へあてて、労賃の支払いを請求しているのである。後者の文書は、先手の名蔵役次から杉本へあてて、バン搬出の請負単価をたずねてきている手紙である。

前略御免可被降候

拜呈陳ハ本月第式期決算ノ期日(期ヲ廿日)近依リ小生十九日ニ入山可仕候間申迄モ無之儀ニハ候得共右期日之通り金員御渡シニ相成ル様御取計イノ段前以テ御依頼申入候最早大寒ニ近寄万一降雪ニ相成候トキハ仲持テノ都合モ不直候ニ付多分ニ白米送附可致候間其御積リヲ以テ金員御繰合せ有之度尤当所迄送附シアル米額悉皆

送附シタルトキハ百円以上ノ金員御受取可申事ニ相成可申候間此段爲念御報仕置キ候先ハ取急ギ右御通知迄如此御座候不

旧十一月十七日

榎 谷 勝 太 郎 様

工 藤 伝 助

別紙之如キ工藤ヨリ申越サレ候件全日迄之分ハ凡八十
円位イ之米代ニ相成候義ニ御座候ヘ共先方ノ申ス通り
相当米モ上ケ置不申候ニハ萬一雪中ニ至リ候節ハ〇起
人ニ及候とて当方ヨリ米送り込方請求可仕心算ニ付代
金其積リヲ以テ御送相成度比段御掛合ニ及候也

十二月廿七日

一先日金三十拾円御送りニ相成候所正ニ受取り日雇人エ
夫々賃銭之内ヘ支払候也

榎 谷 勝 三 郎

杉 本 丈 太 郎 殿

御清安ノ条奉賀候陳ハ貴君御仕出之槻栴ノ材木ノ
義助村ニ而四五名組合ニテ受合可申候間御受合セ被下
度且又バン有ル地ヨリ助村前川近流込ニ而何程之金額
ニテ受合セ被下ヤ就テ助村ニテ大水アリ土場着不成候
節ハ平谷大淵迄流以何程ノ見込ヲ以御相談度小生等
ハ助村迄流込ヲ望ニ付助村迄ノ流込ノ定約書ヲ認メ若
し助村前川土場着不成候節ハ平谷大淵迄ノ流込何程
槻モミバン何程之金額ニテ受合被下候ヤ此義クワ敷御
通知被下度此件至急ヲ要し御依頼申上候也

明治廿七年旧五月三日

海部郡上木頭村大字助村

名 蔵 役 次

奥木頭村大字北川村ニテ

杉 本 丈 太 郎 殿

以上のように、先手は、直接山元伐出業者とつながって事業を行なう場合と、買子につながる場合とがあるが、いずれの場合においても、伐出請負単価はあらかじめ取りきめられ、その単価の水準は、日雇労賃水準を基礎として決められるため、先手の収得巾も限定され、労働者の賃金はさらにおし下げられる傾向をもつ。伐出生産の労働過程については、稿をあらためねばならないが、ここでは明治年代における「労働組織」と、それ以後現代につながる過程とでは、大きな変化があり、林業労働の存在形態は、伐出資本の展開と密接に結びついて変ぼうしていることだけを指摘するにとどめよう。

3. 若 干 の 要 約

山元伐出業者は、山元における素材および「ばん」の

直接生産者と下流問屋との仲立の商人として現われ、交換の両極に入って、「商略と欺瞞」とによって「譲渡利潤」を獲得するものであるが、この素材取引による利潤は、「流通」がまだ「生産」を把握するに至らない段階、いわば、素材ないし「ばん」生産が、すでに与えられた前提条件として、「流通」に対立しており、それを伐出業者が遠隔地向けの商品として把握することによって「商品」たらしめるのである。

したがって、少なくとも明治20年代までは、山元の伐出資本は、その機能の面で問屋の性格を多分にもったものとして理解される。すなわち、資金前貸を通して山元の買子や仲買人を自己の支配下に抱せつすると同時に、伐出労働の「組織」をも前貸によって支配するという形さえもあって現われ、流通商人としてのみではなく、「高利貸資本」としても立ち現われるのである。だが、このことをもって、山元伐出業者と買子ないし労働者との関係が「封建的關係」にあったということとはできない。主要な関係は「契約關係」によって成り立っており、身分制を伴ったものではない。いわゆる「経済的強制」という限りで近代的關係というべきであろう。

しかしながら、市場關係が未成熟であり、商品・貨幣の流通が、社会的再生産過程の主要部分とならずに、多分に偶然性によって左右されているような段階、とくに流送という輸送事情に注目するならば、「商略と欺瞞」による利潤抽出が、これら商人に可能となるのである。

このような、山元伐出業の優位性は、前述のような段階において、商品流通が限られ、その中で買子や先手を自己の支配下におく条件が存在していたことによるのであって、明治も30年代に入ると、下流商人による山元進出がみられ、やがて商品流通の範囲と密度が高まり、個別的商人の数も増大し、これら相互の競争の結果、しだいに「譲渡利潤」の範囲はせばめられ、等価交換を成立させる方向への過程は、やがてそれら伐出資本の形態にも変貌をよぎなくさせるのである。これらの点に関しては別稿で論じたいと思う。

参 考 文 献

1. 大塚久雄『近代資本主義の系譜上』弘文堂新社、1967年
2. 徳島県那賀郡木頭村『木頭村誌』1961年
3. 四手井綱英・半田良一編著『木頭の林業発展と日野家の林業経営』農林出版KK、1969年
4. 徳島県那賀郡木頭村海川「杉本家蔵文書」
5. 北川泉「前期的資本と林業構造」島根大学農学部研究報告第2号、1963年